

地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト・首都圏におけるテストマーケティング事業  
実施に係る企画選考の実施について（公募）

平成23年9月26日  
日本商工会議所

1. 事業目的

「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」において、各地の地域資源を活かした新たな特産品や観光の開発が行われているが、これら開発された商品のPRや販路の拡大、一層の改良のための消費者ニーズを把握することが重要である。そこで、本プロジェクトにおいて開発された特産品、観光について、一般消費者や流通関係者、食品関係者等に対しPRし、販路拡大のための機会を設けるとともに、新たな商品開発や販売戦略構築に資することを目的としたテストマーケティングを、首都圏において実施する。

2. 企画競争に付する事項

(1) 契約の名称：地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト首都圏におけるテストマーケティング事業（仮称）

(2) 業務の内容：

- ①「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」実施商工会議所から出品を希望する商品を募集し、その商品内容や取り組みを紹介するとともに、出品された商品に関するマーケティングデータの収集を目的としたテストマーケティングを、首都圏において実施する。なお、マーケティングデータは、一般消費者、流通および食品、旅行業関係者について収集することとし、データ量についてもできる限り多く収集する。
- ②テストマーケティング実施に係る施設との調整、会場設営・撤収、開催期間中の運営管理を実施する。
- ③出品物搬出入の業務を実施する。
- ④来場者に対するアンケートの作成および調査の実施、調査結果の集計・分析を行う。
- ⑤流通および食品、旅行業関係者に対するアンケートの作成および調査、調査結果の集計・分析を行う。
- ⑥出品者に対するアンケートの作成および調査、調査結果の集計・分析を行う。
- ⑦来場者、流通および食品、旅行業関係者へのアンケートの分析結果について、出品者へのフィードバックを実施する。
- ⑧テストマーケティングに関する広報・集客活動を実施する。
- ⑨会場記録および実施報告書を作成する。報告書は、主催者用、出展プロジェクト用、個別出品者用を作成する。
- ⑩その他、本事業実施に必要な業務を行う。

3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を事務局（日本商工会議所）との間で直接締結等できる団体であること。
- (2) 地域のおかれている現状をよく理解していること。
- (3) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること。
- (4) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 事務局が委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること。
- (6) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと。
- (7) 事務局から提示された委託契約書に合意すること。

#### 4. 契約条件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：2,000万円（消費税込）程度を予定
- (4) 実施期間：契約締結日から最長で平成24年3月30日（金）まで
- (5) その他：原則として、事業に要した経費は、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。なお、予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であるとともに、支出額、支出内容が適切であるかどうか厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができないこととなりますのでご注意ください。

#### 5. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ・企画提案書（5部（正1部、写4部））
    - 様式は任意
    - サイズはA4版とし、左綴じにしてください。
    - 部分提案は受け付けられません。
    - 委託先として決定した場合、企画提案書を電子媒体（ファイル形式(word、pdf等)は任意)で提出していただくことがあります。
  - ・見積書（企画提案書内に記載可）
  - ・提案者となる企業等の概要（パンフレット等）および過去3年分の財務諸表（1部）
- (2) 提出期限および場所
  - ・平成23年10月11日（火）12:00必着
  - ・1つの封筒に入れた上で、郵送してください（応募書類を投函後、下記「9. 問い合わせ先」までご連絡ください）。
    - 郵送先：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2  
日本商工会議所 流通・地域振興部 宛
- (3) 企画競争の参加者は、提出した企画提案書の変更および取り消しをすることはできません。

## 6. 企画選考における審査基準

企画提案書については、下記の基準により書類審査を行います。また、必要に応じてヒアリングを実施します。審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を提出していただくことがあります。

- (1) 当該提案書の内容が次の各号に適合していること。
  - ①事業の内容が事務局の意図と合致していること。
  - ②事業の方法、内容等が優れていること。
  - ③事業の経済性が優れていること。
  - ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること。
- (2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っていること。
- (3) 提案者の経営基盤が確立していること。
- (4) 委託事業管理上、事務局の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

## 7. 選考結果の通知

事務局において企画案の選考を行い、選考結果を企画提案書の提出者あて書面にて通知します。

## 8. その他

- (1) 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、受理した提案書および添付資料等は返却できませんので、予めご了承ください。
- (2) 提案書等の作成費は経費に含まれません。また、企画採用の成否を問わず提案書の作成費用は支給されません。

## 9. 問い合わせ先

○日本商工会議所 担当：松浦、千葉、前田  
TEL：03-3283-7864  
FAX：03-3211-4859  
E-mail：z-tenkai@jcci.or.jp

※電子メールにより問い合わせをされる際には、必ず件名を「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト・首都圏におけるテストマーケティング事業公募問い合わせ」としてください。他の件名では、問い合わせに回答出来ない場合があります。